

議員提出第二十号議案

国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書

民主党は、去る十一月十二日に開催された同党の全国幹事長会議において、地方の要望等については、まず同党県連及び国会議員を通じて党幹事長室に紹介し、大臣等の政務三役はそれ以外については対応せず、その結果は政府から幹事長室経由でできる限り回答するとう、いわゆる「陳情一元化」の方針を決定した。しかし、県内では、「国に地方の意見が届くのか」、「どこまで地域を理解してもらっているのか分からない」という批判や不安の声が続出している。

本来、政治と行政の役割は切り離して考えるべきであり、特に、地方が待ち望む国の事業実施等に関する提言・要望を政党が一元化して受け、所管の省庁等行政への窓口を閉ざすことは、民主主義の原則に反するあつてはならない行為であり、憲法で保障する国民の請願権を侵害することにもなりかねない。

よって、国会及び政府におかれては、国として直接地方の声に耳を傾け、これを真摯に受け止める仕組みを保障するよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫殿
国家戦略担当大臣	菅直人殿
総務大臣	原口一博殿
内閣官房長官	平野博文殿
内閣府特命担当大臣	仙谷由人殿